

審 査 基 準

平成30年2月5日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第13条第4項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の再交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日は含まれない。）
申 請 先：保管場所を管轄する警察署交通担当課
問 い 合 わ せ 先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係(092-641-4141 内5175)
備 考：